

令和5年6月13日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国児童養護施設協議会

## 第2回社会的養育・家庭支援部会にあたって

(こどもの権利擁護について)

- 全国児童養護施設協議会では、すべてのこどもについての権利保障、こどもの最善の利益を第一義として、その意見や意向を尊重した養育・支援の実現に向けて一層取り組みます。
- 実施機関において、児童福祉施設への入所（措置）や退所（解除）、措置変更等を行う際には、こどもの最善の利益を考慮しつつ、こどもの意見・意向を把握、勘案される必要があります。

(包括的な支援体制強化のために)

- 子育て世帯に対する包括的な支援の強化に向けては、事業の拡充だけではなく、市町村・福祉事務所と児童相談所との連携・協働、情報共有が不可欠であり、その実効あるしくみが必要です。
- 新たに設けられる、「こども家庭センター」および「地域子育て相談機関」は、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行う重要な位置づけにあります。制度創設の趣旨に則した事業展開が確保できるしくみづくりが必要です。
- なお、制度の詳細は別途検討が行われているものと拝察しますが、新たなしくみが新たな分断を生むことのないように、また、サポートプランの作成が規定されたことで、必要な方に必要な支援が行き届かない等の不具合が生じないことが必要です。

(自立支援の強化)

- こどもたちの自立後の進路を考えるためには、こどもの意思を尊重し、そのこどもの社会への適応力、家族との関係性等を十分に考慮し、最善の選択ができるように支援していくことが必要です。
- 児童自立生活援助事業は、こどもの状況にあわせた多様な受け皿において実施可能なしくみにしていく必要があります。また、障害のあるこどもが増えているなか、その就学・就労状況や金銭的な課題から行き場のないこどもが生じないように取り組んでいく必要があります。

(育ちの継続性の確保)

- 児童養護施設等は、施設での養育や親支援の専門性を活かし、こどもたちが家庭に復帰した後や、里親に委託された後、あるいは施設退所後においても支援に取り組んでいます。「里親支援センター」においても、里親に対する支援だけではなく、里子に対する継続的な支援が図られるよう、その具体的な事業を示すことが必要です。